検証意見書

2026 年 8 月 25 日
意見書番号：SGS26/083

北越コーポレーション株式会社
東京都中央区日本橋本石町 3-2-2
代表取締役会長 グループ CEO
岸本　哲夫　様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、北越コーポレーション株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

検証範囲

検証対象は、Scope1、Scope2、Scope3、エネルギー投入量、再生可能エネルギー投入量、廃棄物エネルギー投入量、取水量・排水量、産業廃棄物発生量、BOD・COD 及び VOC 排出量である。

対象期間は 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日（国内）及び 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日（海外）である。

詳細な検証対象範囲は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：新潟工場、大阪工場及び北越パッケージ株式会社関東工場勝田製造部の現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析的手続及び質問

判断基準は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 6.1）、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver.2.8）、同算定のための排出量原単位データベース（Ver. 3.6）、IDEA（v3.5）及び組織が定めた手順を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社
神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町１３４
横浜ビジネスパーク ノーススクエアⅠ
ビジネス アシュアランス
認証・認定統括責任者

竹内　裕二

本書面は、SGSジャパン株式会社によってwww.sgs.com/terms_and_conditions.htmで参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関するSGSジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。